平成２０年（フ）第６２４７号
大阪府池田市荘園１丁目12番５号
破産者　北原　　肇
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６５７５号
大阪府池田市荘園１丁目12番６号
破産者　北原　正則
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５６１号
大阪府豊中市長興寺南４丁目１番６―103号
破産者　西山　貴史
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２３号
大阪府八尾市西久宝寺714―１―204、外国人登録原票上の住所大阪府八尾市跡部本町３丁目４番14号
破産者　呉宮仁鎬こと　呉　　仁鎬
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７３１号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目26番２―302号
破産者　河原田浩市
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７４３号
大阪府枚方市山之上５丁目１番２号
破産者　壁紙工房壁紙屋こと　石橋　信行
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７２号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目９番21号
破産者　昭和断熱工業所こと　山上　英司
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３３１号
大阪府守口市金田町１丁目21番７―406号
破産者　吉田設備こと　吉田　卓三
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０３１号
大阪市西淀川区野里１丁目14番12号　エクセルマンションノザト401号室、申立時の住所大阪市西淀川区出来島１丁目１番２―609号
破産者　笠井　陽一
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６８５号
大阪府八尾市末広町４丁目９番３号　河澄ハイツ101号
破産者　安部　　浩
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７８８号
大阪市淀川区木川東１丁目10番32―207号
破産者　中村　　覺
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８３０号
大阪府東大阪市近江堂２―９―16―303号、住民票上の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東１丁目６番30号
破産者　柴田　　正
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０１号
大阪市天王寺区東上町１番53号
破産者　俵　　慶明
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９８２号
大阪府守口市東郷通１丁目３番11号
破産者　後潟　正明
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０４１号
大阪府箕面市新稲６丁目３番２号
破産者　松本　美鈴
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０６２号
大阪府守口市南寺方南通３丁目13番３号
破産者　西田縫工所こと　西田　敏男
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９９号
大阪市生野区鶴橋２丁目５番24号
破産者　井上　文子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１４１号
大阪市浪速区桜川３丁目２番２―1002号
破産者　竹永　圭佑
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０７号
大阪府富田林市山中田町１丁目19番５号204
破産者　渡久地邦子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係